

〔重要な会計方針〕

1. 運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準は、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型、退職一時金については支出時収益化）を採用しております。

2. 業務収益の認識基準

役務提供完了基準によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであり、残存価額については10%を使用しております。

建物	6～50年
構築物	10～50年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成19年3月末利回を参考に1.65%で計算しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

7. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

〔重要な会計方針の変更〕

1. 当事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会外4会合同）を適用しております。これにより、資本剰余金が1,162,800円減少しております。

〔貸借対照表関係〕

1. 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 719,640,427円

2. 積立金の国庫納付等

- (1) 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は1,463,298,291円であり、これにより前中期目標期間の最終年度の未処理損失1,244,511,408円を補填し、積立金は218,786,883円となります。
- (2) この積立金218,786,883円のうち、今中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額は185,303,476円であり、差し引き33,483,407円については国庫に納付しております。

3. 固定資産の減損関係

- (1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
通信設備	電話加入権	東京都目黒区	2,448,000円

- (2) 電話加入権については、市場価格が著しく下落しており、回復は見込まれないことから減損を認識しております。
- (3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
通信設備	電話加入権	—	1,162,800円

- (4) 電話加入権については、正味売却価格と比較して高いため使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は、再調達価格を用いております。

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	<u>1,760,473,376円</u>
資金期末残高	<u>1,760,473,376円</u>

2. 重要な非資金取引

寄付によるもの	
機器・物品費	1,692,600円

[セグメント情報]

単一セグメントのため記載は省略いたします。